

議第101号

訴訟上の和解について

次のように和解する。

平成21年 5月15日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

事 件 名	京都地方裁判所平成20年（ワ）第2701号損害賠償請求事件
相 手 方	
事 件 の 内 容	<p>相手方は、京都市伏見区深草直違橋片町526番地の3地先の市道の交差点において、市道を西から東に横断しようとした際に、市道を南進していた本市の職員が運転する原動機付自転車と接触し、右大腿骨頸部内側骨折の傷害を負った。</p> <p>そこで、相手方から、本件事故は、本市の職員の運転に過失があったことにより発生したものであるとして、本市に対し、不法行為による損害賠償金（6,266,876円）及び遅延損害金の支払を求め訴えが提起されたものである。</p>
和 解 の 内 容	<ol style="list-style-type: none">1 本市は、相手方に対し、本件交通事故による損害賠償債務として、既払金のほか、1,853,420円の支払義務があることを認める。2 本市は、相手方に対し、前項の金員を平成21年6月30日限り、相手方代理人の指定する口座に振り込む方法により支払う。3 相手方は、その余の請求を放棄する。4 相手方と本市は、相手方と本市との間には、本件交通事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。5 訴訟費用は、各自の負担とする。

提案理由

訴訟上の和解をする必要があるので提案する。